

- 「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和3年5月28日付け医政発 0528 第4号厚生労働省医政局長通知）本文

新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">医政発 0528 第4号 令和3年5月28日</p> <p>各 { 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 } 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: right;">医政発 0528 第4号 令和3年5月28日</p> <p>各 { 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 } 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p>

<p>1 (略)</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>令和3年5月28日から令和<u>8</u>年3月31日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1000分の10(本則1000分の20)とし、建物の建築をし、建築後1年以内に建物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1000分の2(本則1000分の4)とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>令和3年5月28日から令和<u>5</u>年3月31日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1000分の10(本則1000分の20)とし、建物の建築をし、建築後1年以内に建物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1000分の2(本則1000分の4)とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	--